

廃棄物に係るトリクロロエチレンの検定方法

特別管理産業廃棄物の判定基準の検定方法は、特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法（平成 4 年厚生省告示第 192 号。以下「192 号告示」という。）に規定されており、産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法（昭和 48 年環境庁告示第 13 号。以下「13 号告示」という。）を引用している。また、産業廃棄物の埋立処分（海洋投入処分を含む）に係る判定基準の検定方法は、13 号告示に規定されている。今回の各基準の見直しを踏まえ、13 号告示に規定する検定方法についても見直しを検討する必要がある。

なお、最終処分場放流水等に係る検定方法は、平成 9 年環境庁告示第 10 号（以下「地下水環境基準告示」という。）又は昭和 49 年環境庁告示第 64 号（以下「排水基準に係る検定方法」という。）を引用しており、これらの告示は今回の環境基準改正後も従来通りとされていることから、見直しは必要ない。

現行の廃棄物に係るトリクロロエチレンの検定方法を表 1 に示す。

表 1 廃棄物に係るトリクロロエチレンの検定方法

基準	検定方法
特別管理産業廃棄物の判定基準	13 号告示別表第 2、第 3 又は日本工業規格（以下「JIS」という。）K0125（1995）の 5.1、5.2、5.3.1、5.3.2、5.4.1 若しくは 5.5 に定める方法（13 号告示）
有害な産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の埋立処分基準	
産業廃棄物の海洋投入処分に係る判定基準	
一般廃棄物最終処分場及び産業廃棄物管理型最終処分場の放流水及び廃止時の浸出水の排水基準	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1 又は 5.5（排水基準に係る検定方法）
産業廃棄物安定型最終処分場の浸透水及び廃棄物最終処分場の地下水の基準	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5（地下水環境基準告示）

網掛け部分が要検討である検定方法

13号告示においてトリクロロエチレンの検定方法として規定されている13号告示別表第2、第3又はJIS K0125(1995)5.1、5.2、5.3.1、5.3.2、5.4.1若しくは5.5の各種測定方法の通常定量範囲を表2に示す。

資料8で提案する廃棄物処理法省令等における各基準値案(1.0mg/L~0.01mg/L)は、試料の希釈等を行うことにより、現行の検定方法の通常定量範囲に含まれる。

表2 現行の検定方法の通常定量範囲

	検定方法	通常定量範囲(mg/L)
13号告示 別表第2	ガスクロマトグラフ法	0.002~0.04
13号告示 別表第3	ガスクロマトグラフ法	0.002~0.04
JIS K0125(1995) 5.1	パージ・トラップ-ガスクロマトグラフ 質量分析法	0.0001~0.05
JIS K0125(1995) 5.2	ヘッドスペース-ガスクロマトグラフ 質量分析法	0.0002~0.2
JIS K0125(1995) 5.3.1	電子捕獲検出器(ECD)を用いた パージ・トラップ-ガスクロマトグラフ法	0.000008~0.00008
JIS K0125(1995) 5.3.2	水素炎イオン化検出器(FID)を用いた パージ・トラップ-ガスクロマトグラフ法	0.0005~0.2
JIS K0125(1995) 5.4.1	ECDを用いたヘッドスペース- ガスクロマトグラフ法	0.0005~0.005
JIS K0125(1995) 5.5	溶媒抽出・ガスクロマトグラフ法	0.002~0.04